

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長
各地方防衛局長

}

殿

防衛装備庁装備政策部長
(公印省略)

防衛事業適合事業者制度等に関する訓令の実施要領についての一部改正につ
いて（通知）

防衛事業適合事業者制度等に関する訓令の実施要領について（装装保第14846号。
令和7年7月31日）の一部を下記のとおり改正したので通知する。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後
欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げ
るその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分
が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改め、その標記部分が異な
るものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄
に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え
る。

改正後	改正前
別紙第1	別紙第1
防衛事業適合事業者制度等に 関する訓令の実施要領	防衛事業適合事業者制度等に 関する訓令の実施要領

第 2 用語の定義 (1)～(4) [略] <u>(5)</u> 保護情報取扱原因契約 防衛事業適合事業者契約とは別の防衛装備庁と防衛事業適合事業者との間の装備品等の調達又は役務の履行に関する個別の契約であって、当該防衛事業適合事業者が保護すべき情報を取り扱う直接の原因となる契約をいう。 <u>(6)</u> 秘密保全対策ガイドライン 装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について（防経装第 1 9 0 7 2 号。2 6． 1 2． 2 4）別添の装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドラインをいう。 第 1 1 防衛事業適合事業者契約の締結 1 ～ 2 [略] 3 契約担当官等は、防衛事業適合事業者契約の下で、<u>秘密取扱原因契約又は保護情報取扱原因契約</u>を締結するときは、次の各号に掲げる<u>契約</u>の区分に応じ、当該各号に定める特約条項を付すものとする。 (1) <u>秘密取扱原因契約</u> 実施要領別紙第 3 の防衛事業適合事業者の秘密の保護に関する特約条項 (2) <u>保護情報取扱原因契約</u> 実施要領別紙第 5 の防衛事業適合事業者の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項 第 2 1 経過措置 1 ～ 6 [略] <u>7</u> 第 1 9 第 1 項及び第 2 項に規定する研修を行うに当たっては、令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの間、保全責任者、秘密取扱	第 2 用語の定義 (1)～(4) [同左] [号を加える] <u>(5)</u> 秘密保全対策ガイドライン 装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について（防経装第 1 9 0 7 2 号。2 6． 1 2． 2 4）別添の装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドラインをいう。 第 1 1 防衛事業適合事業者契約の締結 1 ～ 2 [同左] 3 契約担当官等は、防衛事業適合事業者契約の下で、<u>秘密取扱原因契約</u>を締結するときは、次の各号に掲げる<u>取り扱う情報</u>の区分に応じ、当該各号に定める特約条項を付すものとする。 (1) <u>秘密</u> 実施要領別紙第 3 の防衛事業適合事業者の秘密の保護に関する特約条項 (2) <u>保護すべき情報</u> 実施要領別紙第 5 の防衛事業適合事業者の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項 第 2 1 経過措置 1 ～ 6 [同左] [項を加える。]
---	---

情報システム管理者、秘密取扱情報システム管理者アカウント管理者その他秘密保全組織を管理する者（以下この項及び次項において「保全責任者等」という。）には、防衛事業適合事業者契約の申込み又は認証の申請を予定している事業者の保全責任者等となることが予定されている者（以下この項及び次項において「保全責任者等予定者」という。）を含めることができる。

8 前項の規定により防衛事業適合事業者契約の申込み又は認証の申請を予定している事業者が保全責任者等予定者に実施要領別紙第6付紙第1の基準3第2項第2号に定める研修を受けさせた場合において、当該保全責任者等予定者に1回目の研修を受けさせた日から9か月以内の装備保全管理課長が別に定める日までに防衛事業適合事業者契約の申込み又は認証の申請をしたときは、当該事業者の総括者の指名に関する基準の適用に当たっては、当該保全責任者等予定者は、保全責任者等として研修を受けたものとみなすことができる。

9 令和10年4月1日以降、秘密取扱原因契約及び保護情報取扱原因契約の締結に当たっては、防衛事業適合事業者契約が必須となる制度改正が行われることの周知に努めるものとする。

第22 契約条項又は特約条項に係る細部事項

- 1 実施要領別紙第2の防衛事業適合事業者契約条項に係る細部事項は、実施要領別紙第6に規定するとおりとする。
- 2 実施要領別紙第5の防衛事業適合事業者における保護すべき情報の情報セキュリティの確保に係る特約条項に係る細部

[項を加える。]

[項を加える。]

[第22を加える。]

第23 委任規定 [略]

[illegible][illegible]

類別	項目	項目名稱	計畫經費 (萬元)	執行經費 (萬元)	執行率 (%)	執行進度 (%)	執行地點 (縣市)	執行時間 (月)	執行結果 (件數)	執行成效 (分)	備註
第一類：基本建設	第一類：基本建設	第一類：基本建設									
		第一類：基本建設									
		第一類：基本建設									
		第一類：基本建設									
		第一類：基本建設									
		第一類：基本建設									
		第一類：基本建設									
		第一類：基本建設									
		第一類：基本建設									
		第一類：基本建設									
第二類：社會福利	第二類：社會福利	第二類：社會福利									
		第二類：社會福利									
		第二類：社會福利									
		第二類：社會福利									
		第二類：社會福利									
		第二類：社會福利									
		第二類：社會福利									
		第二類：社會福利									
		第二類：社會福利									
		第二類：社會福利									

類別	項目	項目名稱	計畫經費 (萬元)	執行經費 (萬元)	執行率 (%)	執行進度 (%)	執行地點 (縣市)	執行時間 (月)	執行結果 (件數)	執行成效 (分)	備註
第一類：基本建設	第一類：基本建設	第一類：基本建設									
		第一類：基本建設									
		第一類：基本建設									
		第一類：基本建設									
		第一類：基本建設									
		第一類：基本建設									
		第一類：基本建設									
		第一類：基本建設									
		第一類：基本建設									
		第一類：基本建設									
第二類：社會福利	第二類：社會福利	第二類：社會福利									
		第二類：社會福利									
		第二類：社會福利									
		第二類：社會福利									
		第二類：社會福利									
		第二類：社會福利									
		第二類：社會福利									
		第二類：社會福利									
		第二類：社會福利									
		第二類：社會福利									



別紙第 2 防衛事業適合事業者契約条項 (取り扱う秘密の区分) 第 7 条 乙が取り扱うことのできる秘密の区分は、＜特別防衛秘密、特定秘密及び装備品等秘密＞（注）とする。 （注）この契約の対象となる秘密の区分を選ぶ。 2 [略]	別紙第 2 防衛事業適合事業者契約条項 (取り扱う秘密の区分) 第 7 条 乙が取り扱うことのできる秘密の区分は、＜特別防衛秘密、特定秘密又は装備品等秘密＞（注）とする。 （注）この契約の対象となる秘密の区分を選ぶ。 2 [略]
付紙第 4 秘密取扱情報システムに関する特約条項 (秘密取扱情報システムの設置) 第 1 1 条 [略] 2 [略] <u>3</u> 前項の規定にかかわらず、その構成要素が複数の秘密保全施設等の内部に設置される秘密取扱情報システムであって、秘密保全施設等の間を有線接続されるものとして防衛装備庁が定める基準を満たす秘密取扱情報システムは、複数の秘密保全施設等の構成要素の間で通信を行うことができる。 <u>4</u> [略] (秘密のデータの管理) 第 1 3 条 [略] 2～4 [略] <u>5</u> 前 2 項の規定にかかわらず、その記憶媒体に秘密のデータを保存するものとして防衛装備庁が定める基準を満たす秘密取扱情報システムは、その記憶媒体に秘	付紙第 4 秘密取扱情報システムに関する特約条項 (秘密取扱情報システムの設置) 第 1 1 条 [同左] 2 [同左] [項を加える。] 3 [同左] (秘密のデータの管理) 第 1 3 条 [同左] 2～4 [同左] [項を加える。]

密のデータを保存することができる。

別紙第 5

防衛事業適合事業者の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

(下請負事業者に対する指導監督)

第 2 条 乙は、本契約を履行するに当たり、この特約条項を適切に履行する義務を負い、下請負事業者（本契約の履行に係る作業に従事する全ての事業者（乙を除く。）をいう。以下同じ）に対して、適切な指導・監督を行わなければならない。

(下請負事業者に本契約保護情報を取り扱わせる際の手続及び第三者開示の禁止)

第 3 条 乙は、本契約を履行するに当たり、適合事業者契約を締結していない下請負事業者（以下「未適合下請負事業者」という。）に本契約保護情報を取り扱わせる必要が生じた場合には、当該未適合下請負事業者において情報セキュリティが確保されるよう、防衛装備庁装備政策部長（以下「装備政策部長」という。）が別に定めるところにより、本契約保護情報の適切な取扱いに必要な事項を確認しなければならない。

2 乙は、装備政策部長が別に定めるところにより、前項の下請負事業者に本契約保護情報を取り扱わせることについて、同項の規定により確認した内容を添えて、甲の承認を得なければならない。

別紙第 5

防衛事業適合事業者の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

(下請負者に対する指導監督)

第 2 条 乙は、本特約条項が付された契約を履行するに当たり、これを適切に履行する義務を負い、下請負者（契約の履行に係る作業に従事する全ての事業者（乙を除く。）をいう。以下同じ）、に対して、適切な指導・監督を行わなければならない。

(下請負者等に本契約保護情報を取り扱わせる際の手続等)

第 3 条 乙は、契約の履行に当たり、適合事業者契約を締結していない下請負者（以下「未適合下請負者」という。）に本契約保護情報を取り扱わせる必要が生じた場合には、当該未適合下請負者において情報セキュリティが確保されるよう、甲の定めるところにより、適切な取扱いに必要な事項を確認しなければならない。

2 乙は、契約の履行に当たり、適合事業者契約を締結している下請負者（以下「適合下請負者」という。）に本契約保護情報を取り扱わせる必要が生じた場合には、当該適合下請負者が、適合事業者契約に基づき地方防衛局に申告した情報

<u>3</u> 甲は、前項の規定により申請のあった内容を直接確認する必要があると認めた場合には、乙に、その旨を申し入れるものとする。 <u>4</u> 乙は、甲から前項の申し入れがあった場合には、必要な協力を行うものとする。 <u>5</u> 乙は、本契約を履行するに当たり、適合事業者契約を締結している下請負事業者（以下「適合下請負事業者」という。）に本契約保護情報を取り扱わせる必要が生じた場合には、当該適合下請負事業者が適合事業者契約に基づき地方防衛局に申告した情報セキュリティ対策実施点検書により、当該適合下請負事業者が本契約保護情報の適切な取扱いに必要な事項を備えていることを確認しなければならない。 <u>6</u> 乙は、装備政策部長が別に定めるところにより、前項の規定により確認した内容を書面により甲に届出しなければならない。 <u>7</u> 乙は、原則として、下請負事業者を除く第三者（甲と直接契約関係にある者以外の全ての者をいう。以下同じ。）に本契約保護情報を開示してはならない。ただし、本契約の履行上又は公益上特に当該第三者に開示する必要があると認められる場合には、装備政策部長が別に定めるところにより、その都度、甲と協議するものとする。 <u>8</u> 乙は、第三者との契約（本契約及び適合事業者契約以外の全ての契約をいう。この項において同じ。）において、乙が	セキュリティ対策実施点検書により、適切な取扱いに必要な事項を確認しなければならない。 <u>3</u> 乙は、第1項により確認した内容を、書面により甲に届出するとともに、下請負者に本契約保護情報を取り扱わせることについて申請し、甲の承認を得なければならない。 <u>4</u> 乙は、第2項により確認した内容を、書面により甲に届出しなければならない。 <u>5</u> 乙は、第三者（甲と直接契約関係にある者以外の全ての者をいう。以下同じ。）との契約（この特約条項が付された契約及び適合事業者契約以外の契約をいう。この項において同じ。）において、乙が保有し、又は知り得た情報を伝達、交換、共有等を行う約定があるときは、保護すべき情報をその約定の対象から除くよう、当該第三者との契約を変更する等の措置を講じなければならない。 <u>6</u> 甲は、第3項の規定により申請のあった内容を直接確認する必要があると認めた場合には、乙に、その旨を申し入れるものとする。 <u>7</u> 乙は、甲から前項の申し入れがあった場合には、必要な協力を行うものとする。 <u>8</u> 乙は、原則として下請負者を除く第三者に本契約保護情報を開示してはならない。ただし、契約の履行上又は公益上特
---	--

保有し、又は知り得た情報を伝達、交換、共有等を行う約定があるときは、本契約保護情報をその約定の対象から除くよう、当該第三者との契約を変更する等の措置を講じなければならない。

(未適合下請負事業者に対する監査)

第4条 甲は、未適合下請負事業者に対して直接監査を行う必要があると認めた場合には、乙に、その旨を申し入れるものとする。

2 [略]

3 甲は、第1項に規定する監査を行うため、甲の指名する者を当該未適合下請負事業者の事業所、工場その他の関係場所に派遣することができる。

4 甲は、第1項に規定する監査の結果、当該未適合下請負事業者において第2条に規定する乙の指導・監督に基づいて作成した情報セキュリティ基本方針等に従い本契約保護情報の取扱いが行われていないと認めた場合には、その是正のため必要な措置を講じるよう求めることができる。

5 甲は、前項の規定により同項の未適合下請負事業者に是正のため必要な措置を講じるよう求めるときは、乙を通じて求めるものとする。

(事故発生時の措置)

第5条 [略]

2 乙は、前項に規定する事故等が本契約の履行及び関連する装備品等の運用に与える影響等について調査し、その措置について甲と協議しなければならない。

3・4 [略]

(契約の解除)

に当該第三者に開示する必要があると認められる場合には、その都度、甲と協議するものとする。

(未適合下請負者に対する監査)

第4条 甲は、未適合下請負者に対して直接監査を行う必要があると認めた場合には、乙に、その旨を申し入れるものとする。

2 [同左]

3 甲は、第1項に規定する監査を行うため、甲の指名する者を当該未適合下請負者の事業所、工場その他の関係場所に派遣することができる。

4 甲は、第1項に規定する監査の結果、当該未適合下請負者において第2条に規定する乙の指導・監督に基づいて作成した情報セキュリティ基本方針等に従い本契約保護情報の取扱いが行われていないと認める場合には、その是正のため必要な措置を講じるよう求めることができる。

5 甲は、前項の規定により是正のため必要な措置を講じるよう求めるに際しては、乙を通じて求めるものとする。

(事故発生時の措置)

第5条 [同左]

2 乙は、前項に規定する事故等がこの契約の履行及び関連する装備品等の運用に与える影響等について調査し、その措置について甲と協議しなければならない。

3・4 [同左]

(契約の解除)

第6条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により事故等が発生し、<u>本契約の目的を達することができなくなった場合又は適合事業者契約が解除された場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。</u> 2 前項の場合においては、<u>本契約の解除に関する規定を準用する。</u> (<u>本契約履行後における乙の義務等</u>) 第7条 第1条、第2条及び第5条の規定は、<u>本契約の履行後</u>において、乙又は乙の<u>下請負事業者</u>が本契約保護情報を取り扱う場合について準用する。 2 第4条の規定は、<u>本契約の履行後</u>において、<u>未適合下請負事業者</u>が本契約保護情報を取り扱う場合について準用する。 3 <u>本契約の履行後</u>において、<u>当該本契約保護情報が保護すべき情報ではなくなった場合には、前2項の規定を適用しない。</u> 4 甲は、<u>本契約の終了後</u>において、<u>甲から乙に対して交付し、又は伝達した本契約保護情報</u>（以下「<u>交付保護情報</u>」という。）の返却、乙又は乙の<u>下請負事業者</u>が<u>作成し、又は製作した本契約保護情報</u>（以下「<u>作成保護情報</u>」という。）の提出等の指示のほか、業務に支障が生じるおそれがない<u>場合には、乙に本契約保護情報の破棄を求めることができる。</u> 5 [略] 6 乙は、第4項の指示又は求めがあった場合において、<u>作成保護情報を引き続き保有する必要があるときは、当該作成保護情報の名称及び保有期間を甲に届け出て確認を得るものとする。</u> 7 乙は、<u>前2項の規定により本契約保護</u>	第6条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により事故等が発生し、<u>この契約の目的を達することができなくなった場合、又は適合事業者契約が解除された場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。</u> 2 前項の場合においては、<u>主たる契約条項の契約の解除に関する規定を準用する。</u> (<u>契約履行後における乙の義務等</u>) 第7条 第1条、第2条及び第5条の規定は、<u>契約履行後</u>において、乙又は乙の<u>下請負者</u>が本契約保護情報を取り扱う場合について準用する。 2 第4条の規定は、<u>契約履行後</u>において、<u>未適合下請負者</u>が本契約保護情報を取り扱う場合について準用する。 3 <u>契約履行後</u>において、<u>当該情報が保護すべき情報ではなくなった場合は、第1項及び第2項の規定を適用しない。</u> 4 甲は、<u>契約終了後</u>において、<u>乙に対し甲から交付又は伝達した本契約保護情報</u>（以下「<u>交付保護情報</u>」という。）の返却、乙又は乙の<u>下請負者</u>が<u>作成又は製作した本契約保護情報</u>（以下「<u>作成保護情報</u>」という。）の提出等の指示のほか、業務に支障が生じるおそれがない<u>場合は、乙に本契約保護情報の破棄を求めることができる。</u> 5 [同左] 6 乙は、第4項の指示又は求めがあった場合において、<u>作成保護情報を引き続き保有するときは、当該作成保護情報の名称及び保有期間を甲に届け出て確認を得るものとする。</u> 7 乙は、<u>前2項により本契約保護情報の</u>
---	--

情報の保有が認められた場合において、当該本契約保護情報の取扱者名簿に変更があるときは、その変更内容を甲の求める届出先に届け出て確認を得るものとする。

別紙第 7

防衛事業適合事業者の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項に係る細部事項

第 1 未適合下請負事業者による保護すべき情報の取扱いの確認（第 3 条第 1 項関係）

防衛事業適合事業者制度等に関する訓令の実施要領について（装装保第 1 4 8 4 6 号。令和 7 年 7 月 3 1 日。以下「実施要領」という。）別紙第 5 防衛事業適合事業者の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項（以下「特約条項」という。）第 3 条第 1 項に規定する保護すべき情報の適切な取扱いに必要な事項の確認は、付紙様式第 1 の情報セキュリティ対策実施確認書により行うものとする。

第 2 未適合下請負事業者による保護すべき情報の取扱いに関する承認（第 3 条第 2 項関係）

特約条項第 3 条第 2 項に規定する未適合下請負事業者による保護すべき情報の取扱いに関する承認の申請は、付紙様式第 2 により、乙に対する監査の協力の依頼を受けた地方防衛局調達部長等を経由して行うものとする。

保有が認められた場合において、当該本契約保護情報の取扱者名簿に変更があるときは、その変更内容を甲の求める届出先に届け出て確認を得るものとする。

[別紙第 7 を加える。]

第3 適合下請負事業者による保護すべき 情報の取扱いの届出（第3条第6項関 係）

特約条項第3条第6項に規定する適合下請負事業者による保護すべき情報の取扱いの届出は、付紙様式第3により、乙に対する監査の協力の依頼を受けた地方防衛局調達部長等を経由して行うものとする。

第4 保護すべき情報の第三者への開示に関する協議（第3条第7項関係）

特約条項第3条第7項に規定する保護すべき情報の第三者への開示に関する協議は、付紙様式第4により、当該第三者に関する情報、当該第三者が当該保護すべき情報を取り扱う理由、当該第三者がとる保全措置等を説明して行うものとする。

[illegible]

注：未実施の理由については、実施する必要が無いと認められる合理的な理由を記すこと。

【評価】、「総合評価」の項目については、製品等及び役務の調達における情報セキュリティ監査実施要綱について（装健保第4210号、令和5年3月14日）別添1に準じて記載するものとする。



付紙様式第2

文 書 番 号
発簡年月日

(契約担当官等)
殿
(地方防衛局調達部長等経由)

(防衛事業適合事業者)

未適合下請負事業者に保護すべき情報を取り扱わせる申請について

下記契約に係る「防衛事業適合事業者の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり別添を添えて申請します。

記

- 1 取扱い先
会社名（事業者名）：
代表者名 ：
住所・電話番号 ：
業務の範囲 ：
- 2 取扱い理由
- 3 対象となる保護すべき情報
(1) 関連契約調達要求番号、契約品名、認証番号又は契約番号(年月日)、
納期
(2) 保護すべき情報のリスト
- 4 取扱い先の保全措置

添付書類：1 情報セキュリティ対策実施確認書
2 (未適合下請負者における情報セキュリティ確保の確認結果を示す資料)

付紙様式第3

文 書 番 号
発簡年月日

(契約担当官等)
殿
(担当の監査官)経由)

(防衛事業適合事業者)

適合下請負者に保護すべき情報を取り扱わせる届出について

下記契約に係る「防衛事業適合事業者の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」(以下「特約条項」という。)第3条第2項の規定に基づき確認したところ適切でしたので、特約条項第3条第4項の規定に基づき、下記のとおり別添を添えて届け出ます。

記

- 1 取扱い先
会社名（事業者名）：
防衛事業適合事業者契約番号：
代表者名 ：
住所・電話番号 ：
業務の範囲 ：
- 2 取扱い理由
- 3 対象となる保護すべき情報
(1) 関連契約調達要求番号、契約品名、認証番号又は契約番号(年月日)、
納期
(2) 保護すべき情報のリスト
- 4 取扱い先の保全措置

添付書類：適合下請負者の情報セキュリティ対策実施点検書



付紙様式第4 文書番号 発簡年月日 (契約担当官等) 殿 (防衛事業適合事業者) 第三者に保護すべき情報を開示する協議について 下記契約に係る「防衛事業適合事業者の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」(以下「特約条項」という。)第3条第7項の規定に基づき、下記の第三者に保護すべき情報を取り扱わせたく協議します。 記 1 取扱い先 (第三者) 会社名 (事業者名) : 代表者名 : 住所・電話番号 : 業務の範囲 : 2 取扱い理由 3 対象となる保護すべき情報 (1) 関連契約調達要求番号、契約品名、認証番号又は契約番号(年月日)、納期 (2) 保護すべき情報のリスト 4 取扱い先 (第三者) がとる保全措置	
備考 表中の [] の記載は注記である。	